

須磨民商NEWS

○申告のための自主計算班会が、始まりました○
下記の日程で、ご案内を送付しています。ご確認下さい。

- 白川・名谷支部：2月1日(火)・2月14日(月)
- 横尾・妙法寺支部：2月3日(木)・2月15日(火)
- 板宿・東須磨支部：2月4日(金)・2月17日(月)
- 大黒・千歳支部：2月7日(月)・2月18日(火)
- 若宮・西須磨支部：2月8日(火)・2月21日(月)
- 区外の支部：2月10日(木)・2月22日(火)

※また、毎週水曜日は、なんでも相談日です。

会員のみなさん：1月から12月までの売上や経費などを集計しましょう！
3.13重税反対全国統一行動は、2011年は、**3月11日(金)**です。
税務署に、確定申告書の集団申告を行います。

全員参加をお願いします！！

生命保険・地震保険などの控除証明書は、申告の際に必要ですので、
大切に保管下さい。年金の方は、年金の源泉徴収票をお忘れなく！

労働保険：第3期の納付はお済みでしょうか？ご確認下さい。
みなど銀行に口座が変更になっています。

無料法律相談 (変更あり)

3月9日(水)

pm6:00~7:00

※毎月第一水曜日が基本ですが、変更される場合があります。相談希望の方は、あらかじめご連絡ください。

連絡先：須磨民商 tel 733-4002

※ 署名にご協力下さい！

今以上の記帳負担や税務署の調査権を強化する国税通則法の改悪が進められようとしていきます！
改悪反対の署名を集めましょう！！

菅内閣「税制改正大綱」で 法人税5%減税、消費税は大増税 納税者の権利に逆行する 国税通則法「改正」へ

菅内閣が決定した「税制改正大綱」には11年度税制の「改正」とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法「改正」が含まれています。

※国税通則法とは、国税に関する一般法で、国税の納付義務の確定、納付、徴収、還付、など共通事項をまとめた法律。

事前通知しないで突然調査
改正案には「事前通知は原則行おう」としていますが、例外規定を設け、税務署長の判断次第で「事前通知は行わない」ことを合法化しようとしています。

税務調査の期間を3年→5年へ
課税庁が増額更正できる期間(個人は現行3年)も5年にするとされています。これは税務調査期間を5年にすることの意味し、消費税との同時調査では7年間に遡ります。

帳簿を提出させ持ち帰る
現行の課税庁の「質問」「検査」に加え、帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができるとを明確化するとされています。

反面調査もおかしい
納税者を最初から信用せず、まるで犯罪者のように取引先に調査をする反面調査を合法化しようとしています。税務運営方針をも否定するものです。

白色の記帳を義務化
自分の商売を守り、発展させるためにする記帳を強制し、記帳をしていない業者には、問答無用、理由も示さず税金を押し付けるところができるようになります。

所得控除見直しで増税に!!
「成年扶養控除の見直し」や「給与所得控除の適正化」など、サラリーマンを含め全国民に増税をする「課税ベースの拡大」も盛り込まれています。

世界の非常識! 税務署の権限強化めざす内容は許せない!! 納税者の権利確立を!!

昨年末に閣議決定されたこの内容は、今年3月中に成立させられようとしています。国会議員の中には、不当な税務調査や過酷な徴収行政の実態と国税通則法改正の影響についてほとんど認識していない人もたくさんいます。納税者の権利と暮らしを守るために、政府がめざす危険なねらいを許さない運動を大きく広げましょう。

民主商工会

民商に紹介して下さい。

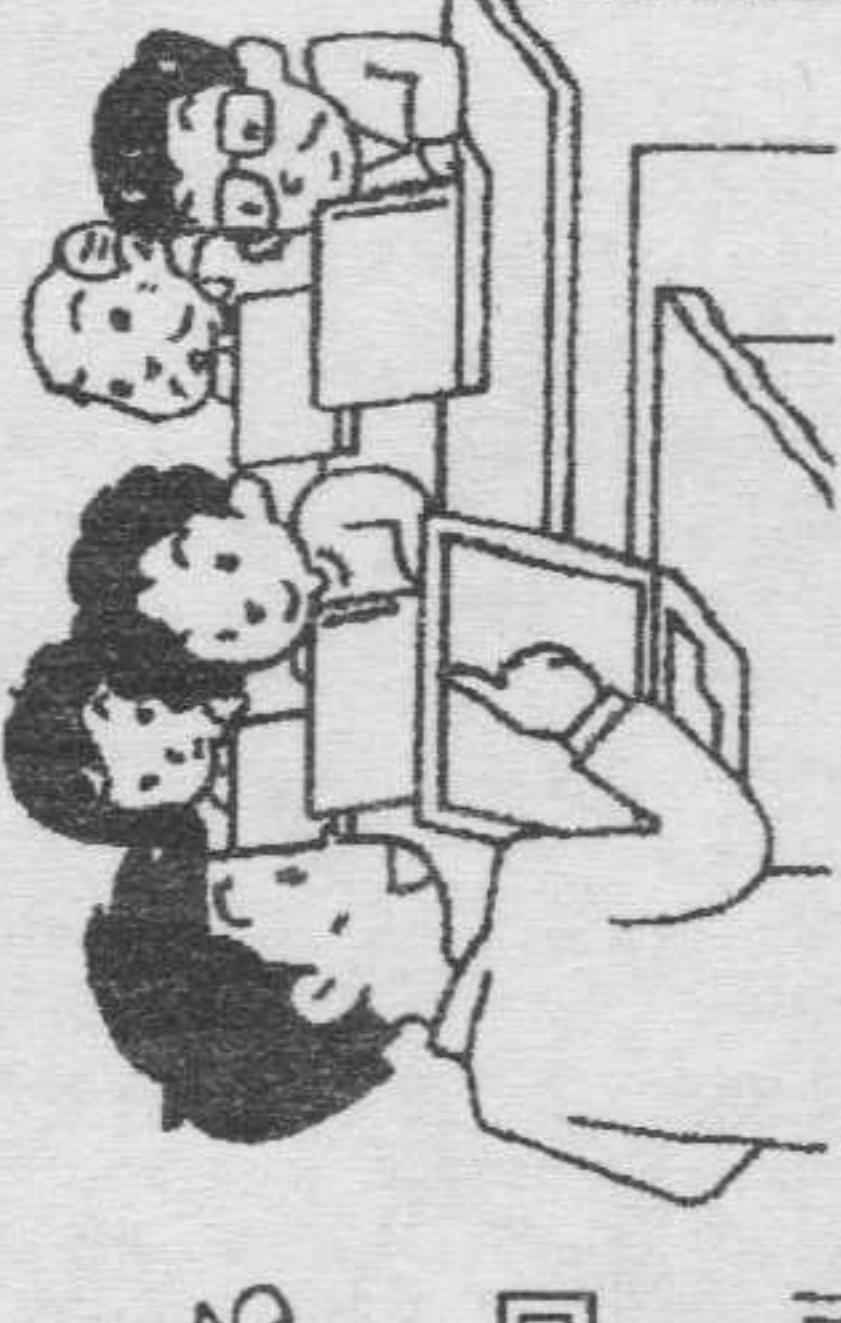
知り合い業者を



払いきれない税金から営業と生活を守る...
民商の「滞納処分から身を守る方法」をご存知ですか？払いたくても払えない税金には、「納税の猶予」、「換価の猶予」などで対応しています。

払える国保・住民税に

高すぎて払えない国民健康保険料(税)で困っている業者がたくさんいます。民商では、自治体とも話し合い、分納や減免の制度を活用しています。



労災・雇用保険の事務組合も...
一人でも従業員を雇用する事業所は労働保険(労災+雇用)に加入しなくてはなりません。
民商の事務組合に加入すると
①保険料の3回分納が可能、
②事業主も特別加入できる、などの特典があります。

みんなで学ぶ自主記帳

安く楽しく安心の民商の自主記帳・自主計算の取り組みが好評です。みんなで教えあい、記帳ができた喜びを知り合い業者にも伝えましょう。

資金繰りも民商で相談

厳しい資金繰りを乗り切るため、民商では仲間です。話し合い、利用しやすい融資制度の活用や、貸しはがし、貸し渋りを改めさせる運動をしています。

一人がひとりを紹介しよう (商工新聞読者・会員)

中小業者の経営とくらしを守って60年。今、民商が元気でいます。民商が大きくなることが会員一人ひとりの営業と生活を守り豊かにすることにつながります。民商は今、会員を増やし、全国商工新聞を地域の中小業者に読んでもらえるよう、会員の皆さまのご協力を呼びかけています。

この方を紹介します

氏名	事業所名
業種	電話
住所	
あなたとのご関係	取引先 行きつけ 知り合い 友人 親族 その他 ()
相談の内容	融資 税金 申告 記帳 経営 その他 ()
対応	1 私の名前を出して話に行ってもよい 2 まず商工新聞と資料を送っておいてほしい 3 その他

年 月 日 お名前 () 支部 ()
お近くの役員、または事務局にお渡し下さい。

大増税阻止、中小業者つぶしは許さない!!
民商をもっと大きく強く!みなさんの力をお貸しく下さい
2011年春の大運動

はじめに

100年に1度の大不況と言われている経済情勢。政権が代わっても、社会保障改悪、大増税の悪政が押し進められています。昨年末には調査権強化をねらった国税通則法改悪、税制改正大綱を閣議決定し、大企業減税、庶民大増税をすすめるようとしています。

一昨年から今日に至るまで、民商では切実な資金ぐり、納税の相談、国保や福祉の相談が相次ぎ、全力を挙げて取りこんでいます。確定申告の時期となり、さらに「商売・くらしを守りたい」の願いは会内問わず、ますます大きくなっていきます。わたしたちはこの願いにこたえるべく全会員が民商の運動に参加し、民商の仲間を増やし、大増税反対の声を大きく広げつつ、春の大運動を成功させましょう。

～すべての中小業者の参加を呼びかけます。～

1. 3・13行動を地域の団体との共同で成功させ、大増税反対の運動を広げよう。
※今年度は、3・11(金)です。全会員が参加してください。(須磨区役所前9時半)

※消費税増税反対・国税通則法改悪反対署名・56条廃止の署名にご協力ください。
(1会員10署名目標です。)

2. 消費税対策・確定申告について支部で話し合おう。支部班づくりに参加しよう。
※確定申告班会で受付を手伝ってください。
・確定申告班会で申告書の書き方がわからない人に教えてください。
・商工新聞の配達にご協力ください。
・会費の集金にご協力ください。

3. 春の運動費として1会員3000円のご協力をお願いします。
4. 会員現勢600名回復と読者150%をめざそう。共済会、婦人部、青年部に加入しよう。

※知り合いの業者を紹介してください。
(おしえていただければこちらからも連絡します。新規開業等の情報も知らせてください。)

- ・知り合いの業者に商工新聞をすすめてください。
- ・民商の助け合い、共済会に全会員が加入してください。
- ・婦人部に加入してください。(女性ならではの楽しい企画募集中!)
- ・青年部に加入してください。(40才ぐらいまでの若手業者、専従者)
- ・民商のポスターを店や家にはってください。
- ・民商の宣伝ビラを配布してください。
- ・宣伝カーを須磨区内1時間ぐらい運転してください。

※行動に参加できる方はご協力をお願いします。日程は下記の予定です。

- ※2月13日(日)午前10時から (ビラ配布、宣伝カー運行、業者訪問等)
- ※3月6日(日)午前10時から (ビラ配布、宣伝カー運行、業者訪問等)

※毎週水曜日は、なんでも相談会!ご紹介下さい。

炊き出しの協力もお願ひします

※確定申告の手伝いや、会員読者紹介、共済等加入、ポスター・ビラ・宣伝カー等の宣伝行動にご協力いただける方は、役員、事務局まで、ご連絡ください。(民商733-4002)